

#### 4. 法学部

法学部教育の目的は、裁判官・検察官・弁護士など法曹養成の制度改革によって変更を迫られている。すなわち、法曹養成は専門職大学院法務研究科に委ねられ、法学部が直接法曹養成の機能を担わなければならない状況はなくなった。従って、従来、法学部が第一に掲げてきた法曹養成の目的は、少なくとも、その比重を下げることになる。しかし、法律や政治についての専門知識を身に付けた人材の社会的必要性は依然として存在する。そこで、本学部としては、調和ある社会の形成と社会正義の実現に取り組む人材の育成を目的とし、そのために、社会的諸問題に対する深い洞察力を養うこと、紛争の予防または解決の手段として法律・制度の設計と運用の基礎的能力を身に付けさせることを目標に掲げる。これを学部全体の目標とし、さらに各学科において具体的に以下のような目標を設定している。

#### 法律学科

##### 【到達目標】

法律学科では、基本的な科目を履修して根本的な法原理や政治の基本的仕組みを認識し、それを踏まえた上で将来の進路に関連の深い、より専門的な科目を選択して特定の社会科学領域や先端的な領域における法や政治・行政の機能と運用を学ぶ、という段階的な学修に配慮してカリキュラムを構成していく。すなわち、法学・政治学・行政学などの専門的内容を理解するために必要な基礎的知識や基本的な考え方についての教育(専門基礎教育)を重視し、全体的にカリキュラムを精選化するとともに、科目の配当年次などを調整していく。そして、2年次からはコース制を採用し、学生の将来の進路や問題関心にきめ細かく対応し得るような制度を構築していく。

##### 【現状説明】

##### (1) 教育課程等

##### 1) 授業科目の配置とコース制

##### ①幅広い教養を培うための配慮(教養系科目の編成)

本学科では、幅広い教養と総合的な判断力を培い豊かな人間性を涵養するために、22単位以上の教養系科目の履修を卒業要件としている。加えて、この教養系科目は、人文・社会・自然の3分野すべてから必ず4単位以上ずつ履修しなければならないとされており、分野に偏りを生じさせることなく幅広い教養を身に付けられるよう配慮がなされている。そして、さらに幅広い教養の修得を志向する学生に対しては、卒業要件単位中18単位まで自由選択科目として教養系科目を当てることができるようにしている。また、専攻科目の中にも、「民法序説」、「刑法序説」等の法学入門的科目を配置し、法学的教養を修得することができるよう工夫がこらされている。

##### ②外国語科目と専門科目との関連性

外国語科目に関しては、大学が指定する7ヶ国語の中から1ヶ国語を選択し、これを4単位以上履修することが必須となっている。2000年のカリキュラム変更において、外国語の必修が1ヶ国語8単位から4単位へと変更されたが、その際に、より専門に即した内容のテキストを講読する「外国書講読」を充実させることで、外国語の学修機会の確保と専門科目との融合が図られた。現在では、すべての年次において、学部教員が担当する「外国書講読」を履修できるようになり、法学・政治学系専門書を外国語で講読する機会が十分に提供されることとなった。さらに、昨年度から、1年次から継続して同一教員の下で「外国書講読」を履修できる体制も整備された。

##### ③専攻科目の配置と3コース制

本学科における法律系専門科目（専攻科目）のカリキュラムは、まず法体系全体の基本となっている「憲法・民法・刑法」を基礎から丹念に学修し、その上に立って特別なないし特殊な領域の法に学修の対象を広げていくという、段階的な構成をとっている。

また、社会のニーズや学生の希望進路と関心にきめ細かく対応するため、2006年度から、これまでの「法律職コース」、「企業法務コース」の2コース制に新たに「現代社会コース」を追加し、以下のような3コース制を採用することとした。

「法律職コース」は、裁判官や弁護士、検察官等の狭義の法曹を目指すものの他、司法書士や行政書士、不動産鑑定士、税理士、裁判所職員、法律事務所職員などの広義の法律職またはその補助職を希望するものを対象とするコースである。憲法・民法・刑法などの基本六法を中心として、それらをより専門的に学ぶ特講科目や実務的な法律科目を重点的に履修することにより、法律の解釈・運用をめぐる問題を実践的に学修することを目的としている。

「企業法務コース」は、現代社会を支える企業活動の担い手として、経営・取引実務上必要とされる法学的素養を備えた人材の養成を目指すコースで、民法・商法を中心に、経済法・消費者法・金融法・国際取引法などを重点的に学修する。

「現代社会コース」は、現代社会に生起する多様な法現象を網羅するように科目を配置して、先端的な社会問題に対応する能力を育成することを目的とする。他のコースよりもやや選択の幅を広くし、特定領域に特化した学修をすることも、また、領域を限定せず網羅的な学修をすることも可能にしている。福祉・環境・消費者問題など広く現代的なテーマに関心を持ち、社会の様々な分野で活躍することを目指す学生のためのコースである。

コースの選択は2年次の履修科目登録時に行うことになっているが、その後の年度ごとに進路計画を点検・確認し、コースを変更することも可能となっている。また、コースごとに選択必修科目に違いを設けることによって、コース制の特色を明確に打ち出している。

#### ④その他

本学科では、2006年度以降、必修科目制度を廃止して、学生各自の関心や進路に応じて4つの選択科目群から比較的自由に科目選択することができるような制度に改編した。

また、より高度な専門的知識やさらなる応用力の修得を志向する学生に対しては、大学院授業科目の履修を許可する「大学院特別科目等履修生制度」等を設け、その学修意欲を満たすべく方策を講じている。

#### 2) セメスターの導入

全学的制度であるが、学生の自由な履修選択と効率的な学修を可能にするために、2006年度より、各科目の講義が半期で終了するセメスター制を導入した。また、学修効果を高め、計画的な単位修得を促進するという観点から、各セメスターに履修登録をすることができる単位数に上限を設けている。

#### 3) 開設授業科目における専・兼比率等

学科の基幹となる科目については、基本的に専任教員が担当している。専門教育に関わる科目のうち、専任教員が担当する割合は、法律学科の各コース及び自治行政学科ともに71%を超えている。

非常勤講師（兼任教員）に対しては、各分野の時間割調整担当者及び事務局から本学部・学科の教育課程・方法についての情報を提供し、理解を求めると同時に、毎年学部主催による非常勤講師との懇談会を開催し、専任・兼任教員間の意思疎通を図っている。

#### 4) 夜間授業を中心として履修する社会人学生への配慮

勉学の熱意と能力を持つ有職者に大学教育を受ける機会を保障すべく、本学ではこれま

で第二法学部を設けてきたが、2006年度に学生募集を停止し、これに代わって、時間的拘束を受けやすい有職者であっても大学教育を受ける機会が十分に得られるよう、以下のようないくつかの制度を整備した。

- ①昼夜間教育制度：学生のライフスタイルに応じて柔軟な時間割編成を可能とするため、昼間の授業時間帯に加えて6・7時限（18:00～21:05）まで「学べる時間帯を拡大」した。これにより、社会人学生が平日の1日と夜間の授業を中心に履修し、4年間で卒業単位を修得することが可能となった。
- ②長期履修学生制度：これにより、通常4年間の修業年限を6年間に設定することが可能となった。
- ③社会人奨学生制度：（「第5章 学生生活」を参照。）

#### 5) カリキュラム編成における留学生への配慮

これまで、全学的な留学生向けの基本科目として「日本事情（歴史）」、「日本事情（文化）」、「日本事情（政治）」、「日本事情（経済）」、「日本事情（自然）」、「日本事情（総合①）」、「日本事情（保健体育）」が、語学科目として、「日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」等の科目が各2単位で置かれていたが、2006年度以降、これに加えて、「日本事情（法律）」が新設され、留学生に日本法の基礎を学ぶ機会が提供されることとなった。この他、留学課による指導やチューターの配置、留学生交流パーティ等各種行事も行われている。

### （2）教育方法等

#### 1) わかりやすい授業への取り組み（講義形式の授業の双方向型のものに改める工夫等）

講義形式の授業を双方向型のものに改める工夫は、以下のような様々な方法で既に実施されている。

- ①学生にレポートを課したり小テストを適宜行ったりすることによって、学生の理解度を正確に把握しそれを講義内容にフィードバックさせる。
- ②ポータルサイトを利用して、学生に予習・復習の指示を与える。
- ③少人数クラスによる授業形態を重視し、1年次から少人数制の演習やゼミナールなどの科目を配置して、報告・発表・討論の能力を育成するよう配慮する。特に、ゼミナールに関しては、講座数も極めて充実しており、学生に対して積極的な履修を奨励している。このゼミナールは、2年次から4年次まで3年間履修することができ、3年間、同じ教員の下で、基礎から応用までの一貫した教育を受けることも可能である。
- ④講義規模の適正化の努力：大人数クラス講義の複数化、昼夜間教育制度を導入することによって、限られた施設の範囲内で、できる限り講義規模の適正化を図っている。
- ⑤オフィス・アワーの設定：学生が直接教員から指導を受けられるように、各教員はオフィス・アワーを設定するか、メール・アドレスを公開している。なお、オフィス・アワー及びメール・アドレスはシラバスに掲載している。

この他、わかりやすい授業への取り組みは、教育内容改善のための組織的な研修（FD）を通じて行われている。また、各教員が、講義中に、適宜ゲスト・スピーカーを招聘して、学生に現場の実践的な声を聞かせる等の工夫も行われている。

#### 2) 成績評価の方法及び基準の明確化

学生に対する教育効果を測定するための方法としては、定期試験によることが一般的であるが、その他、レポート、小テスト、ゼミにおける口頭発表などが用いられている。法律学科では特に一律の形式がとられているわけではなく、講義の性質などに応じて各教員によりその方法が選択されている。また、その方法はシラバスで明示している。

履修科目登録については、単位制度の実質化のため、原則として各セメスター22単位を上限としている。なお、長期履修学生制度利用者は、16単位以内である。進級要件は特に

定めていないが、1・2年次生は上位年次の授業科目（関連科目を除く）は履修できないこととしており、卒業年次までの計画的履修を誘導する仕組みを採用している。

### 3) 学生に対する履修指導の適切性

全学的な体制に沿って行っており、法学部独自では特に、卒業年次生の中で取得単位数が99単位に満たない学生に対しては、学科主任による個別面談も行われている。

### 4) 教育改善への組織的取り組み

学部内に将来構想委員会を設置し、常時、カリキュラムの見直し、教員配置の適切化などを検討している。また、学部FD委員会を発足させ、毎月1回会合を開き、教育指導方法の改善、経験の交流を行っている。

シラバスについては、全学方針に従い、その内容の充実と一定の標準化を行った。授業評価については、全学で実施している「教育改革のための学生による授業評価アンケート」を活用している。教員は各自、アンケート結果を見て学生の教育効果を測定し、授業改善を行っている。

## (3) 国内外における教育研究交流

### 1) 海外留学制度

韓国慶南大学や、中国北京行政学院と定期的にシンポジウムを開催し、学生にも当該シンポジウムに参加する機会を与えることによって、学生に様々な学問的刺激を与えている。

### 2) 横浜市内大学間単位互換履修制度

横浜市内の11大学間（本学含む）で単位互換制度（横浜市内単位互換履修制度）を実施することによって、学生に対して幅広い履修選択の機会を提供している。法律学科では、2007年度、合計53人の学生がこの制度を利用して横浜市内の他大学の授業を履修した。

### 3) 国内外の企業へのインターンシップ等

本学においては、これまでも国内の様々な企業へのインターンシップが実施されてきたが、2008年度より、新たに授業内でインターンシップに参加し「単位認定」を行う制度が設けられることとなった。また、これまで本学他学部が行ってきた海外の企業へのインターンシップも、今後、全学的な制度として整備されることが予定されている。

## 【点検・評価】

### (1) 教育課程等

#### 1) 授業科目の配置と3コース制

##### ①幅広い教養を培うための配慮（教養系科目の編成）

本学科における教養科目及び基礎的専攻科目の配置は、こうした能力を涵養するのに適切である。

##### ②外国語科目と専門科目との関連性

「外国書講読」を充実させることによって、外国語修得に意欲的な学生に対して、さらに高度な学修を可能とする制度を整えることができた。また、1年次から継続して同一教員の下で「外国書講読」を履修できる体制が整備されることによって、受講生の語学の修得度、学問的関心にきめ細かく対応しながら授業を進めることが可能となった。

##### ③専攻科目の配置と3コース制

法律学科では、基本的な科目からより専門的な科目へと段階的に学修していけるよう、カリキュラムが構成されており、その点では妥当な科目配置が行われていると評価できる。また、コース制を実施することによって、学生が、より目的意識を持って主体的に授業に臨むことができるようになった。さらに、従来の2コース制を3コース制

に改めた点については、3コース制は、今年度（2008年度）で、現在の2年次生と3年次生で実施されたばかりであり、それ自体を評価する段階にはないと思われるが、2007年度と2008年度の学生がどのコースを選択したかという学生数の割合のデータをみると、企業法務コースを選択する学生数は他の2コースの学生数に比して少なく、学生のコース選択において若干のばらつきがあるということが明らかになる。一方、コースごとの学生全体の成績の比較のデータを見る限り、コースごとの学生の成績には大きな差異はないと考えられる。

#### ④その他

2006年度以降、学生の履修選択の幅を広げるべく必修科目制度を廃止したが、これに関しては、現時点において特段問題は生じていない。

#### 2) セメスターの導入

短期間で学修効果をあげるというセメスター制本来の狙いが実現されているか否かについては、セメスター制を実施して3年目を迎えた現在、検討する段階に入ったと認識している。

また、セメスター制の導入にともない、従来の4単位以上の科目が、複数の2単位科目へと分割されることになったが、この分割に関して、ただ単に従来の4単位科目を複数の2単位科目にしたにすぎない科目もまだ散見される。

#### 3) 開設授業科目における専・兼比率等

専・兼比率は適切な状態である。むしろ問題は、専任教員の負担過剰の解消にある。教育目的・内容についての専任・非常勤講師間の合意の形成方法については、今のところ不都合は生じていないが、今後専任教員によって進められているFD活動の成果を、どのように非常勤講師に伝えていくか、など改善の余地がある。

#### 4) 夜間授業を中心に履修している社会人学生への配慮

上述のように、第二法学部の学生募集の停止に伴って、法律学科においてはこれに代わるいくつかの制度を整備した。これによって、従来のレベルをまったく落とすことなく、社会人学生に対して、従来と同等のカリキュラムを提供することが可能となった。しかしながら、第二法学部の学生募集の停止によって、本学科における社会人教育制度に対する社会的認知度が著しく低下し、社会人学生の数が減少している。

#### 5) カリキュラム編成における留学生への配慮

「日本事情（法律）」も含め、全学な対応が充実している。

### (2) 教育方法等

#### 1) わかりやすい授業への取り組み（講義形式の授業の双方向型のものに改める工夫等）

各教員の工夫により、わかりやすい授業への取り組みがたゆみなく行われているが、これらの取り組みも各教員の個別的な努力に委ねられているのが現状である。授業の改善の方法や成果に関しては、現時点では、教員同士の個人的な情報交換によって個別に認識されているだけで、教員全体で共有されているとは言えない。

#### 2) 成績評価の方法及び基準の明確化

成績評価の方法に関しては、講義の性質などに応じて各教員により選択されているが、これまでのところ特に不都合は生じていない。

#### 3) 学生に対する履修指導の適切性

1～2年次生に対するクラス担任教員による履修指導や「FYS」を通じての履修指導は学生に対する丁寧な指導として積極的に評価することができる。また、学修進路支援委員による単位不足者及び留年者に対する指導もそれなりの成果を上げている。

『履修要覧』や『ゼミナール要項』の記述に関しては、学生の履修指導を充実させるた

め、ここ数年更なる改善が図られている。また、全学的な取組みによって、シラバス作成による授業内容や成績評価等の学生への事前告知の重要性に対する認識が教員間で深まり、記述内容のばらつきの解消はかなり進んでいる。しかし、形式的な面では統一が図られたものの、内容面においては、依然として、担当教員ごと、科目ごとに記載の仕方や分量がまちまちである。

### （3）国内外における教育研究交流

#### 1）海外留学制度

法学部の交換留学生は年に1名程度しかいない。本学は、様々な形で留学制度を設け、異文化交流、語学力の向上、研究の推進の機会を提供しているが、本学科学生は、必ずしもこのような全学的な制度を活用しきれていないとは言えない。これは、全学的な制度についての法律学科の学生への広報不足による。

#### 2）横浜市内大学間単位互換履修制度

横浜市内大学間単位互換履修制度は、本学では履修できない科目を他大学で学ぼうとする意欲ある多くの学生によって極めて積極的に利用されている。

#### 3）国内外の企業へのインターンシップ等

現在、全学的に実施されている国内企業へのインターンシップ制度は、本学科学生によって積極的に活用されており、参加した学生に対して自己の職業適性や将来設計について考える機会を提供したり、自主性・独創性・柔軟性を育成したりすることに大いに役立っている。

## 【改善方策】

### （1）教育課程等

#### 1）授業科目の配置とコース制

法曹養成を担う法科大学院との役割分担の観点から、今後も、学部教育に適合した科目の精選に努めていかなければならない。そして、基本的な科目からより専門的な科目へと段階的に学修していけるよう、今後も科目の配当年次などを調整していかなければならない。例えば、法的思考能力を身に付けさせるために、すでに実施している全学的な初年度導入教育と連動しつつ、法学部独自の少人数制初年次教育の開発に努める。また、より高度な教育を可能にするため、法学研究科との連携を深め、学部と大学院の博士前期課程講義科目の相互履修制度の導入を検討する。

また、「外国書講読」の充実によって、学生の外書講読能力を伸ばすことは可能となったが、一方で、外国語によるコミュニケーション能力を養成するという点に関しては、いまだ十分な体制が整っているとは言いがたい。本学科学生の国外教育研究交流の促進という観点からも、今後、講読能力のみならず、外国語によるコミュニケーション能力の養成をも図っていくよう検討する。

そして、学生の将来の進路や関心にきめ細かく対応するために導入した3コース制に関しては、今の段階でこれを評価するのは時期尚早であると思われるが、3コース制が、結果的に学生の進路決定にいかなる機能を発揮したかについて今後も検証を続けていかなければならない。また、各コースの特色をより明確に打ち出すことによって、各コース相互の違いを際立たせるような工夫をしていくよう努める。

#### 2）セメスターの導入

自治行政学科と法律学科の双方の教育内容にかかわるが、セメスター制を有効に活用するためのカリキュラム編成と1セメスターごとの授業内容のテーマ化・完結化を図っていかなければならない。FD等を通じて、教員間で協議を深めていかなければならない。

### 3) 開設授業科目における専・兼比率等

すでに行っている懇談会のほか、FD活動の成果をまとめ、非常勤講師へも内容の周知を図る。

### 4) 夜間授業を中心として履修している社会人学生への配慮

職務経験を有する学生の受け入れは、学生相互の交流及び刺激という観点からも、大学にとって積極的な意味を持ちうる。そのような意味で、社会人の入学が促進されるようさらなる制度の充実に努めていかなければならない。例えば、6・7時限（18:00～21:05）の夜間授業や土曜日開講科目をさらに充実させることによって、時間的拘束を受けやすい社会人でも十分に講義が受けられるように配慮していく。

### 5) カリキュラム編成における留学生への配慮

国籍を異にする多様な学生の受け入れは、学生相互の文化的交流及び刺激として、また文化の拠点たるべき大学にとって積極的な意味を持ちうる。そのような意味で、外国人留学生、外国高等学校在学経験者の入学が促進されることが望ましい。特に、国際化が進展しつつある中、留学生の受け入れと一般学生との交流には積極的な意義が認められる。今後、留学生にとって魅力ある受け入れ態勢を整備し、安定した学修生活を送ることができるような良質な環境を提供していかなければならない。

これまで、法律学科においては、中国人留学生を中心に積極的に留学生を受け入れ、一時期は1学年8名が入学し在籍学生15名にまでなったが、1994年をピークに減少の一途をたどっている。法律学を学ぶ上では、特に高度に専門的な日本語を修得していることが要求されるので、このような観点から、法学教育に向けた特別の日本語教育を検討する。その一方策として生活面においてのみならず、学修面においても留学生を随時サポートすることができるよう、チューター制度のさらなる充実化を図る。

## (2) 教育方法等

### 1) わかりやすい授業への取組み（講義形式の授業の双方向型のものに改める工夫等）

各教員が個別に培ってきたわかりやすい授業のためのノウハウを本学科全教員で共有するための工夫がなされていかなければならない。このために、学部FD委員会のリーダーシップのもと改善を進める。

### 2) 成績評価の方法及び基準の明確化

成績照会制度に関しては、現状においては、制度上各教員に明確な説明義務は課せられておらず、その対応の仕方も各教員によってまちまちであるので、これについては、全学的な統一制度の中で解決を図る。

### 3) 学生に対する履修指導の適切性

今後、2006年のカリキュラム改革の完成年度に向けて、シラバスの記載の仕方に関して、さらに標準化を図り、形式面での統一のみならず、内容面での質的向上を目指す。

## (3) 国内外における教育研究交流

本学科のホームページを充実させることによって全学的制度への利用を高めるため情報を提供する。

## 自治行政学科

### 【到達目標】

#### 1) 教養系科目の位置づけ

環境、まちづくり、高齢者福祉などの地域社会に生起する諸問題を扱うために必要な基本的素養を修得させることが本学科の教育目標である。本学科では、広いジャンルにわた

った教養系科目と専攻科目のバランスの取れた学修を可能とするカリキュラムを用意している。豊かな教養と、領域固有の問題に関する学修を通じた専門的知識に基づいて、学際的で応用的な思考を行う能力を身に付ける。

## 2) 倫理性を培う教育の位置づけ

「地域自治におけるリーダー」にふさわしい判断能力と人格を兼ね備えた人材を育成するためには、机上の学問に偏らず、現場の生きた具体的政策過程に触れさせることが重要である。生きた政策の過程からは、問題を発見し、解決の方策を導く技術を学ぶとともに、地域社会に存在する多様な価値や生活を理解・尊重し、また、地域社会から発せられる多様な必要性に誠実に向かい合う姿勢を学ぶことができる。

### 【現状説明】

#### (1) 教育課程等

以下、法律学科と共通している点は省略し、本学科に特有の点についてのみ記述する。なお、本学科における非常勤講師の授業科目担当割合は36%であり、法律学科と大差はない。

#### 1) カリキュラム上の特徴

##### ①段階的履修

本学科は、緩やかな年次配当制をとる。初年次において、地方公務員、または「地域自治におけるリーダー」となるために必要な基本的な法律・政治科目を提供し、同時に、広い教養を身に付けるための多量の教養科目の履修を奨励する。2年次以降においても、基本的な科目から応用的な科目へと段階を踏んで履修できるように科目を配置する。

##### ②複眼的接近法

専攻科目の配置については、大きく2つの特徴をもつ。1つ目は、例えば「自治体法」と「地方自治論」といった同種の科目を併設することで、同じ政策課題に対する異なる接近法の違いを理解し、法律学に偏りのない複眼的で柔軟な思考を身に付ける構成をとる点である。

##### ③生きた政策過程からの学修

2つ目は、学問領域を超えた、生きた政策現場の声を講義に反映させるため、自治体行政実務者等による自治体政策論の特論科目を多く配置する点である。自治体の実務家に加えて、NPOのスタッフや政治家の政策秘書などを、通常の授業の中でゲスト・スピーカーとして積極的に招聘する。

#### 2) 3モデル制

具体的な履修にあたっては、学生の卒業後のキャリア形成の観点から、以下の3種の「履修モデル」を『履修要覧』において示し、1、2年生の履修登録時における学修指導ガイダンスにおいて説明を行っている。

- ①モデルⅠ〔環境問題・都市問題型〕：環境問題や都市問題に興味を持ち、環境関連の企業や団体等の業務分野を志望する学生を対象とするモデル
- ②モデルⅡ〔社会福祉型〕：社会保障や福祉に関心を持ち、福祉関連団体・ビジネス等の業務分野を志望する人を対象とするモデル
- ③モデルⅢ〔公務員型〕：自治体行政の政策課題に通暁し公務員を志望するモデル  
但し、これらはあくまでも「モデル」であり、各学生においてはこのモデルを参考としつつ、それぞれの興味に応じて履修計画を立てることとなっている。

#### 3) 夜間授業を中心して履修する社会人学生

昼夜間教育制度について、これまでの第二法学部は、法律学科のみを設置し本学科を持



たなかった。今回の昼夜間教育制の導入により、本学科は、6、7時間目や土曜日の時間帯を、地方議員や自治体職員のリカレント学修の場として提供するなど、積極的な科目の配置を展開することが可能となった。

長期履修学生制度、社会人奨学生制度、 Semester制の導入、カリキュラム編成における留学生への配慮、外国語科目の位置づけについては、法律学科の記述を参照。

## （2）教育方法等

全体としては法律学科と共通しているので、本学科に関わる点についてのみ記述する。

教育課程等で示した教育内容は、現在そのほとんどが講義形式によって提供されている。しかし、学際的思考や応用力の養成には、少人数の演習形式の授業の方がより高い効果を期待できる。ゼミナールの具体的な運営としては、例えば、仮想の地域的問題について解決方法を議論し、その成果を条例として完成させることを課題とするゼミナール、高齢者福祉、環境、住民参加の現場に実際に訪問し、自治体職員や市民との議論へ参加するゼミナール、具体的な地域問題の調査のために、学生に自治体に訪問させ、自治体職員へのインタビューや情報公開請求を行わせるゼミナールなどがある。自治行政の現場との交流は、ゼミナールにおいてより実現しやすい。また、ゼミナールにおいてこそ、調査と議論の繰返しの中で、問題の本質を追究し解決策を生み出す実践的能力を養うための訓練が可能となる。（ゼミナールの制度については、法律学科の記述を参照。）

## （3）国内外における教育研究交流

学生の国内外における教育研究交流に関する制度については、法律学科の記述を参照。

## 【 点検・評価 】

### （1）教育課程等

#### 1) カリキュラム上の特徴と成果

本学科のカリキュラムは、個々の学問分野を越えた学際的な思考形式をもって実務現場からの問いかけに応える能力を養成することに重点を置く。これは、地域自治の第一線で活躍できる人材を育成するという目的に適合したものであり、評価できる。しかし、残念ながら公務員試験に挑戦する学生数は伸び悩んでいる。

#### 2) 3モデル制

2006年に行われた法学部のカリキュラム改革の際に、本学科においてもコース制採用の可能性が検討された。しかし、コース制が何か特定の資格に直結するわけではないこと、また、総合力を大切にすべきであるという理由から見送られた経緯がある。この際の議論を踏まえて評価すれば、現在の履修モデル制は、学生の選択肢を狭めることなく、学生に段階的学修の基準を示しており、概ね妥当であると言える。

しかし、実際に学生がどの程度このモデルに沿って履修をしているか、また、このモデルがどの程度学生の関心を高く引き出すことに成功しているかについては、検証を行うべき時期に来ていると思われる。「教育改革のための学生による授業評価アンケート」などを通じて、モデル制の効果について評価を行うことを検討したい。

## （2）教育方法等

学際的で応用的な知識や実践的技能を修得するためには、行政の現場で生じている具体的なテーマについてディスカッションを重ね、学問領域の枠を超えた総合的な考察を行い、また、実習として条例作成に挑戦し、添削を受けるなどの学修が必要である。このためには、講義形式よりゼミナール形式の授業が適している。現在、本学科の設置するゼミナール

ルは、これらのうち、行政の現場との交流や実践的学修については積極的に行っており、学生の卒業後のキャリア形成を念頭においた幅広い専門的学修の場となっている。そこで、この点は評価できる。

しかし、学際的思考の養成に関しては、そのために有用なゼミナール間の交流が一部を除いてほとんど行われておらず、十分とは言えない。ゼミナールにおける具体的テーマの選択や指導方法については、担当教員がそれぞれの専門分野に基づく関心から行っているのが現状である。

### （3）国内外における教育研究交流

国内外の教育研究交流への参加全般については、法律学科の記述を参照。

#### 1) インターンシップ

本項目に関連し、本学科による独自の評価が必要な制度として、まず、自治体へのインターンシップがある。就職課が一括して斡旋するこの制度に、本学科の意欲的な学生が積極的に応募している。インターンに参加する学生数は限られているが、限られた範囲では、参加の効果は、専門科目の学修意欲、公務員試験受験のインセンティブの向上という点で強く現れている。

#### 2) 共同研究への学生の参加

国内外との教育研究交流の場としては、法学研究所の機関である「地方自治センター」がある。現在、自治体との共同研究や実務家等、海外の研究者等を招いた講演会やセミナーが恒常的に行われている。講演会やシンポジウムには、学生の参加が見られ、学問的刺激を受ける機会となっている。

## 【改善方策】

### （1）教育課程等

現行のモデル制を維持するとしても、3種の各モデルをキャリア形成へと結びつけるためには、具体的な改善方策が必要である。まず、現行の履修モデルⅠ及びⅡは、主に企業人となるためのキャリア形成に主眼を置くものである。そこで、これらの履修課程においては、実務に携わる方々を授業の中でゲスト・スピーカーとして招くなど、実務的な視点から課題を理解できるための授業構成を一層取り入れていく。このためには、環境関連企業や福祉関連企業等との連携をより深める必要があるため、今後も積極的に、関連企業等に働きかける。

履修モデルⅢの公務員志望型は、公務員採用試験に結びつくものであるため、他のキャリア形成と比較しても特殊である。科目の配置をシステマチックに再構築し、公務員採用試験に合格する力と、自治体行政職員に求められる素養一分権時代の自治体職員に求められる「政策法務」能力を含む一を、1年次より計画的に身に付けさせる工夫が必要である。

現状の履修モデル制度より、さらに踏み込んで、公務員志望者に対しては、新たな制度を創設し、学生を入学当初から一定のコースに乗せるということが必要である。現在、このことを視野に入れ、その第一歩として新しい講座の設置のための学内手続きを開始している。

### （2）教育方法等

ゼミナールについて、特に次のような改善を検討している。

#### 1) ゼミナール情報の共有

現行の法学政治学ゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲを、学際的な思考形式と現実的課題への対応能力を高める教育の場として、より充実させるためには、自治行政学科の教員が各ゼミナ-

ルにおけるテーマや、取組み、アプローチについての情報・知識を共有し、学科として経験を蓄積してゆく仕組みを整えるため、学科独自のFD活動に取り組む。

## 2) インターゼミ制度の導入可能性の検討

現状のゼミナールを超えた新たな制度として、「インターゼミ制度」の導入可能性についても検討をはじめている。「インターゼミ制度」とは、専門分野の垣根を越えて、同一テーマを学際的に研究し、さらに、そこに行政実務担当者を交えた討論の場を提供することで、学生の獲得すべき能力を高めることを目指す制度である。

後述する(3)で示されている自治体との共同研究は、かかる観点から有用であると考えられる。

## 3) ゼミナール活動領域の拡大

学生の実践的な能力を育成する場として、ゼミナール単位で応募できる学外の公募プログラムや懸賞論文(例えば、「神奈川県産学チャレンジプログラム」など)を活用し、ゼミナールの活動領域を学外へと積極的に拡大していく。

### (3) 国内外における教育研究交流

#### 1) インターンシップ

自治体等へのインターンシップは、現在のところ全学の制度の中で行っているが、本学科が力を入れている「離島・中山間地域」の高等学校からの推薦入学とも関連させて、学生が出身地における自治体でインターンシップが行うことを、ゼミナール等の中で学生に積極的に働きかけることとしている。